

単 価 契 約 書 (案)

茨城県立中央病院（以下「甲」という。）と茨城県立こども病院（以下「乙」という。）と（以下「丙」という。）は、A重油を丙が甲及び乙に供給し、甲及び乙が買い受けることについて次のとおり契約する。

（契約の要項）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

- (1) 品 名 A重油（JIS 1 種 1 号）【共同購入】
- (2) 単 価 1キロリットル当たり 円（消費税及び地方消費税を除く。）
- (3) 契 約 期 間 令和6年7月1日から令和6年9月30日まで
- (4) 納 入 場 所 甲の納入場所
茨城県笠間市鯉淵 6528
茨城県立中央病院
乙の納入場所
茨城県水戸市双葉台3丁目3-1
茨城県立こども病院
- (5) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県病院局会計規程第107条第2項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

（納入方法）

- 第2条 丙は、第1条第3号の契約期間中、甲及び乙の発注あるごとに、そのつど指定する日時までに現品を納入するものとする。この場合、丙は、直ちに納品書をもってその旨を通知するものとする。
- 2 丙は、現品を納品した場合には、元売りからの試験成績表（代表性状表）1通を、納品する月初めごとに、甲及び乙に提出するものとする。

（検査）

- 第3条 甲及び乙は、前条の通知を受けたときは、直ちに丙の立ち会いのもとに検査を行う。
- 2 検査の結果不良品があるときは、丙は、当該物品を遅滞なく引き取り、甲及び乙の指定する日時までに良品を納入するものとする。この場合においては、前条及び前項の規定を準用する。

（危険負担）

第4条 物品受領の前に生じた物品の亡失、き損等は、すべて丙の負担とする。

（代金支払い）

第5条 丙は、検査が完了し、甲及び乙が現品を受領した後、甲又は乙毎に1か月分を取りまとめ、甲並び乙に請求するものとし、甲及び乙は、丙からの適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。

（端数処理）

第6条 代金の請求において、消費税相当額を加えた額に1円未満の端数が生じた場合には、切り捨てるものとする。

（履行遅滞）

第7条 丙の責により甲及び乙の指定する期日までに納入しない場合は、契約金額又は未履行部分に相当する金額に、政府契約の支払遅延防止法に関する法律（昭和24年法律第256条）第8条第1項の

規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する利息を乗じて計算した額を遅延賠償として甲に納めなければならない。この場合において、遅延賠償額が 100 円未満であるときはその全額を切り捨てるものとし、その額に 100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

（取替え）

第 8 条 契約履行後であっても、材料に契約の内容に適合しないものが発見された場合は、丙は無償でこれを取替えるものとする。

（事情変更）

第 9 条 この契約締結後において、市場価格等に変動があった場合は、甲乙丙協議のうえ、単価契約の変更を行うことができるものとする。

（災害時の対応）

第 10 条 丙は、災害時において、甲及び乙が必要な燃料を可能な限り確保することとし、優先的に供給することとする。

（契約の解除）

第 11 条 甲及び乙は、丙がこの契約に違反したと認められるときは、この契約を解除することができる。

（損害賠償）

第 12 条 前条の規定により契約が解除され甲及び乙に損害が生じたときは、丙は、損害賠償の責めを負う。

2 前条の解除により丙に生じた損害については、その責めを負わない。

（権利、義務の譲渡禁止）

第 13 条 丙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲及び乙の承認を受けた場合にあっては、この限りではない。

（協議）

第 14 条 この契約に定めない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙丙協議して定めるものとする。

（暴力団による不当介入があった場合の報告義務）

第 15 条 乙は、組織又は集団威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について甲に対する報告を行わなければならない。